

平成25年10月15日

保護者様

春日井市立八幡小学校
校長 堀部 要子

台風26号の接近に伴うお知らせ

秋冷の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大型で強い台風26号が、当地方にも接近すると予想されております。ご家庭におかれましても、台風への対応等、くれぐれもご留意ください。

なお、明日、10月16日（水）に暴風警報が発令される可能性もありますので、台風時における授業の実施等について確認のお知らせをいたします。先日、「東海地震・台風時における児童の登下校について改訂版」をお配りいたしました。あらためて次の表を参照のうえ、対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎春日井市に「暴風警報」が発令されている場合

暴 風 警 報	授 業	給 食(食事)
A <u>午前7時までに</u> 警報解除	<u>通 常 授 業</u>	弁当を持参させてください。 (給食中止のため)
B <u>午前7時以降</u> <u>午前11時までに</u> 警報解除	<u>5時間目から</u> 授業開始 ※午後1時30分登校	家で昼食を済ませて登校
C <u>午前11時を過ぎて</u> も警報が発令されている場合	<u>休 校(授業はありません)</u>	

○登校する際は、通学班による集団登校となります。

○上記Bの場合は、午後1時30分登校、午後1時45分授業開始となります。

集合時間は通学班ごとに異なりますのでご注意ください。欠席や遅刻の場合は、必ず学校までご連絡ください。

○台風の強さや進路から、午前11時までに暴風警報が解除される見込みがない場合は、午前7時の時点で休校が決定されます。その際は、緊急メールにて連絡します。

○下校は、通常の下校時刻になります。

◎「特別警報」(大雨・暴風)が発令されている場合

朝7時に「特別警報」が発令されている場合は「休校」とします。

○ 警報が解除され、登校することになった場合でも、道路や建造物等の破損、冠水等で登校が危険と保護者の方が判断された場合は、登校させないようにお願いします。

連絡先 春日井市立八幡小学校 川村 81-2749